

添付法令資料 3 :

船舶の安全性検査、試験及び認証手続に関する 2021 年 6 月 9 日付
インドネシア共和国運輸大臣規則 No.PM57 (目次)
同月 16 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 インドネシア船籍の船舶の検査
 - 第 1 節 通則 (第 3 条)
 - 第 2 節 船舶の安全性検査
 - 第 1 款 通則 (第 4 条)
 - 第 2 款 客船の安全性検査 (第 5 条ないし第 8 条)
 - 第 3 款 貨物船の安全性検査 (第 9 条ないし第 16 条)
 - 第 3 節 検査後の船舶状態の保守 (第 17 条)
- 第 3 章 船舶の安全性試験及び認証書
 - 第 1 節 試験 (第 18 条及び第 19 条)
 - 第 2 節 船舶安全認証書
 - 第 1 款 通則 (第 20 条及び第 21 条)
 - 第 2 款 船舶安全認証書の期間 (第 22 条及び第 23 条)
 - 第 3 款 船舶安全認証書の確認 (第 24 条及び第 25 条)
 - 第 4 款 船舶安全認証書の免除 (第 26 条)
 - 第 5 款 船舶安全認証書の例外及び取消 (第 27 条及び第 28 条)
- 第 4 章 行政処分 (第 29 条及び第 30 条)
- 第 5 章 雑則 (第 31 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 32 条及び第 33 条)
- 第 7 章 終則 (第 34 条及び第 35 条)